

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	軽自動車税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田市は、軽自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・軽自動車税の賦課に関する事務ではシステムの保守について外部委託先業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に「個人情報の保護及び取扱いに関する契約」を締結し、また承諾のない再委託を禁止している。
- ・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDカード及び静脈認証により操作者を限定、追跡調査のため端末やシステムの操作記録を保存し、外部媒体への保存に制限をかけるなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田市長

公表日

令和8年7月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法及びこれらに基づく条例のうち、軽自動車税に関する事務 ① 軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務 ② 軽自動車税(種別割)の減免に関する事務 ③ 軽自動車税(種別割)課税情報の照会
③システムの名称	軽自動車税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税賦課ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表 項番24
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報提供の根拠＞ 情報提供なし ＜情報照会の根拠＞ ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番48
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大田市総務部総務課法令係 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8012
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大田市総務部税務課市民税係 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 Tel:0854-83-8022
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合には、複数人での確認等を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスは、担当部署の所属職員に限られており、不必要な権限を付与しないことで目的外使用対策を行っている。また、IDカード及び静脈認証によってシステムへのログインを限定しており、適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 宇谷 尚浩	課長 小谷 勝政	事後	人事異動
平成29年9月14日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言の特記事項	IDカード及びパスワードにより操作者を限定	IDカード及び静脈認証により操作者を限定	事後	セキュリティ強化のため
令和1年5月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 小谷 勝政	税務課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年5月9日	IV リスク対策	(なし)	IV リスク対策項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和2年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	軽自動車税は、4月1日時点で軽自動車等の定置場を市内に有する所有者に対して課税を行う。軽自動車等(軽自動車、原動機付自動車等)を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会島根事務所へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては中国運輸局島根運輸支局へ申告が行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ市に対して申告が行われる。 なお、公益のために直接専用する場合や身体障害者が所有する場合等などは、減免申請書が市へ提出され必要に応じて減免を行う。軽自動車関係事務においては特定個人情報ファイルを次の事務に使用する。 ① 課税対象者情報の確認。(地方税法442条の2、第445条) ② 納税者からの減免申請書の受領。(地方税法第454条、大田市税条例第89条、90条) ③ 減免申請対象者の他課への情報照会。	地方税法及びこれらに基づく条例のうち、軽自動車税に関する事務 ① 軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務 ② 軽自動車税(種別割)の減免に関する事務 ③ 軽自動車税(種別割)課税情報の照会	事後	R1.10.1施行 税制改正により修正
令和2年9月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成27年5月21日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	評価時点の修正
令和3年7月13日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる連携情報 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号	事後	法令改正のため
令和3年7月13日	II しいい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和2年9月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	評価時点の修正
令和7年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項別表第一 16の項 ・別表第一省令第16条	〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表 項番24	事後	
令和7年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) 情報提供なし (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び同法別表第二の27の項 ・別表第二省令第20条	<情報提供の根拠> 情報提供なし <情報照会の根拠> 〇番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番48	事後	
令和7年12月9日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和3年7月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	
令和7年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	
令和8年7月13日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和7年9月1日 時点	令和8年6月1日 時点	事後	